第

6 1 3 5

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)平成31年 2月 7日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 関与税理士から損害賠償金を受け取った場合

A:次のようになります。

【解説】

所得税では、不法行為その他突発的な事故 により資産に加えられた損害につき支払を受 ける損害賠償金は非課税とされていますが、 その損害賠償金のうち、その損害を受けた者 の各種所得の金額の計算上必要経費に算入さ れる金額を補てんするための金額が含まれて いる場合には、損害賠償金から当該金額を控 除した金額に相当する部分が非課税とされて います。お尋ねの損害賠償金は、消費税の還 付が受けられなくなったその損失を補てんす るものですから、上記の「不法行為その他突 発的な事故により資産に加えられた損害につ き支払を受ける損害賠償金」に該当するもの と考えられます。しかしながら、所得税では すでに消費税等の額が必要経費に算入されて いることからすれば、必要経費に算入されて いる金額をその範囲内で補てんするものであ り、所得税法上非課税とされる損害賠償金か ら除かれることになるものと考えられます。

したがって、受け取った金額は、不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







